

第 88 号 議 案

長崎県情報公開条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 7 日

長 崎 県 知 事 平 田 研

長崎県情報公開条例の一部を改正する条例

長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに長崎県住宅供給公社及び長崎県道路公社（以下「<u>県地方公社</u>」という。）をいう。 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（以下「<u>県立地方独立行政法人</u>」という。）及び<u>県地方公社</u>の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ	（定義） 第 2 条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）並びに<u>長崎県土地開発公社</u>、<u>長崎県住宅供給公社</u>及び長崎県道路公社（以下「<u>地方三公社</u>」という。）をいう。 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人（以下「<u>県立地方独立行政法人</u>」という。）及び<u>地方三公社</u>の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ

とができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)及び(2) 略

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び

とができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)及び(2) 略

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ 略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び

地方公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び県地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び県地方公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は県地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は県地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

方三公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 略

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア及びイ 略

(4) 略

(5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ及びエ 略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は県地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、県地方公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(費用負担)

第17条 この章の規定により、公文書の写しの交付を受ける者は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める費用を負担しなければならない。

(1) 県立地方独立行政法人又は県地方公社の場合 実費の範囲内において当該県立地方独立行政法人又は当該県地方公社が定める額

(2) 略

(県立地方独立行政法人又は県地方公社に対する審査請求)

第18条の2 県立地方独立行政法人又は県地方公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県立地方独立行政法人又は当該県地方公社に対し、審査請求をすることができる。

(出資法人の情報公開)

第31条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県地方公社を除く。）であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報の公開に努めるものとする。

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 略

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2及び3 略

(費用負担)

第17条 この章の規定により、公文書の写しの交付を受ける者は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める費用を負担しなければならない。

(1) 県立地方独立行政法人又は地方三公社の場合 実費の範囲内において当該県立地方独立行政法人又は当該地方三公社が定める額

(2) 略

(県立地方独立行政法人又は地方三公社に対する審査請求)

第18条の2 県立地方独立行政法人又は地方三公社がした開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該県立地方独立行政法人又は当該地方三公社に対し、審査請求をすることができる。

(出資法人の情報公開)

第31条 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（地方三公社を除く。）であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり情報の公開に努めるものとする。

2 略 (指定管理者の情報公開) 第31条の2 指定管理者(県が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体(県地方公社を除く。))をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとりその保有する文書であつて同項に規定する公の施設の管理に係るものの公開に努めるものとする。 2 略	2 略 (指定管理者の情報公開) 第31条の2 指定管理者(県が地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体(地方三公社を除く。))をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとりその保有する文書であつて同項に規定する公の施設の管理に係るものの公開に努めるものとする。 2 略
--	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、長崎県土地開発公社(以下「土地開発公社」という。)の清算終了の登記がされた時から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (土地開発公社の解散に伴う経過措置)
- 土地開発公社が解散した日から清算終了の登記がされた時までの間における改正前の長崎県情報公開条例の規定の適用については、同条例の規定中「役員」とあるのは「役員(清算人を含む。)」と読み替えるものとする。
- 清算終了の登記がされた時より前に土地開発公社に対してされた開示請求、当該開示請求に係る開示決定等その他の行為及び不作為については、清算終了の登記がされた時以後においても、改正後の長崎県情報公開条例の規定を適用するものとし、これらの処理は次項の規定によるものとする。
- 土地開発公社の清算終了の登記がされた際現に土地開発公社に対してされている開示請求及び審査請求に係る事務並びにこれらに関して土地開発公社が行うべきであった開示決定等その他の行為は、当該清算終了の登記がされた時以後においては、知事が行うものとする。
- 清算終了の登記がされた時より前に土地開発公社がした開示決定等その他の行為は、知事がしたものとみなす。

(提案理由)

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第22条第1項の規定により、長崎県土地開発公社を解散する旨の議決がなされたことに伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。